

～ あいのあるまち ～

Anpachi



岐阜県 安八町

企業版ふるさと納税は安八町へ

企業版ふるさと納税は、企業の皆さまが「まち・ひと・しごと創生安八町総合戦略推進計画」に位置付けられた事業に対して寄附を行った場合、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。令和2年度税制改正により、税の軽減効果が最大約9割となりました。

安八町では、この制度を活用し、地方創生の取組を応援していただける企業の皆さまを募集しています。

「まち・ひと・しごと安八町総合戦略推進計画」の主な内容

少子高齢化、人口減少を迎えている中、次代を担う若者や子どもたちが希望を持ち、生涯にわたって誰もがそのライフステージで活躍できるまちづくりをすすめます。

基本目標1 安定した雇用を創出する

企業立地の促進、既存企業に対する支援の充実

基本目標2 新しい人の流れをつくる

移住・定住の推進、観光交流の促進

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

出産・子育て支援の充実、次代を担う心豊かな人材の育成

基本目標4 時代にあった地域をつくる

地域福祉の充実、生涯学習・スポーツの振興、公共交通機関の整備 など

企業様の

メリット 1

税制上の優遇処置

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、寄附額の6割を法人関係税から税額控除する仕組みです。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減され、**実質的な企業の負担は約1割まで圧縮されます。**

【税制措置のイメージ】



企業様の

メリット 2

社会貢献

ふるさと納税の寄附企業の公表により、企業としてのPR効果や、SDGs（持続可能な開発目標）の達成、地域資源を生かした新事業の展開などが期待できます。



寄附要件など

- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
（この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。）
- ・個人向けのふるさと納税と異なり、寄附に対する返礼品はありません。



【お問い合わせ・お申し込み先】

安八町役場 まちづくり推進課

〒503-0198

岐阜県安八郡安八町氷取161番地

電話 【直通】 0584-64-7112

Email kikaku@town.anpachi.lg.jp